免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

１　免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書に必要書類を添付し提出しなければならない。

２　有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、速やかに返納しなければならない。

３　免税証を他人に譲り渡してはならない。

４　免税証を他人から譲り受けてはならない。

５　免税軽油を総合県税事務所長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

６　免税軽油を免税用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡（無償を含む）した場合（登録免税機械の売却、貸与、返却等の際に燃料タンク内に免税軽油が残っている場合を含む）は、使用又は譲渡した日から３０日以内に申告納付しなければならない。

７　免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合（例：免税機械の新規購入、更新、廃止等）は、直ちに、免税軽油使用者証書換え申請書を提出しなければならない。

８　免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。

９　免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は、当該法人の役員を含む）、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

【根拠】地方税法第１４４条の３、第１４４条の１８、第１４４条の２１、

第１４４条の２２、第１４４条の２４～２８、地方税法施行令第４３条の１５

上記の内容について確認しました。

上記１～６に一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解したうえで、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けます。また、上記６に該当する場合は、軽油引取税を申告納付します。

山梨県総合県税事務所長 殿

　　　年　　　月　　　日

免税軽油使用者番号　　　　第　　　　　　　　号

氏名又は名称

住所又は所在地